

○ 関東地方整備局告示第二百五十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十年五月二十七日

関東地方整備局長 北橋 建治

第 1 起業者の名称 群馬県

第 2 事業の種類 県道苗ヶ島飯土井線新設工事（群馬県前橋市鼻毛石町地内）

第 3 起業地

1 収用の部分 群馬県前橋市鼻毛石町地内

2 使用の部分 なし

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、群馬県前橋市鼻毛石町地内の延長3,235.7mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道苗ヶ島飯土井線新設工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第 3 条第 3 号の都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第 2 号の要件への適合性

県道苗ヶ島飯土井線は、道路法第 7 条の規定により群馬県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により群馬県が道路管理者となることなどから、起業者である群馬県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

県道苗ヶ島飯土井線は、群馬県前橋市苗ヶ島町を起点とし、同市鼻毛石町等を経て同市飯土井町に至る延長約12.5kmの幹線道路であり、沿線地域の生活及び産業経済活動を支える基盤路線であるとともに、北関東自動車道伊勢崎インターチェンジ等へのアクセス道路としても重要な役割を担っている。

しかしながら、本件区間が未整備であるため、並行する県道大胡赤城線に自動車交通が集中している。県道大胡赤城線の本件区間に対応する区間は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づき必要な車道幅員である6.0mに満たない区間が約7割を占めるのみならず、同じく必要な曲線半径80mに満たない屈曲部が4箇所あり、歩道未整備区間が約7割を占めるといった機能不足がある。また、県道三夜沢国定停車場線の本件区間に並行する区間は、ほぼ全線が道路構造令の規定値に満たない車道幅員となっており、歩道も未整備である。このように、本件区間周辺の道路は、県道四ツ塚原之郷前橋線や県道上神梅大胡線も含め、十分な整備が行われていない状況にあり、安全かつ円滑な交通が阻害されている。

これら周辺の道路における平成13年から平成17年までの交通事故発生件数は、県道大胡赤城線で15件、県道三夜沢国定停車場線で21件、県道四ツ塚原之郷前橋線で23件、県道上神梅大胡線で17件が記録され、死亡事故も発生している。

また、観光シーズンには、「ぐんまフラワーパーク」等の観光施設へのアクセスが増加することにより、県道大胡赤城線を中心とする交通渋滞が発生しており、渋滞を避ける通過交通が幅員狭小な生活道路に流入するなど、地域住民の日常生活にも支障が生じている。

起業者が実施した自動車交通量調査によると、県道大胡赤城線の休日は7,345台 / 12hで、平日の2,540台 / 12hの約2.9倍となり、特にゴールデンウィークのピーク時は8,544台 / 12hで、平日の約3.4倍となっている。

本件事業の完成により、線形良好な２車線の道路が新たに整備されることから、県道大胡赤城線をはじめとする自動車交通の流れが県道苗ヶ島飯土井線に分散されるとともに、観光シーズンの交通渋滞による生活道路への通過交通の流入防止も図られ、安全かつ円滑な交通の確保に資するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、大気質、騒音及び振動に関して、環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業者の調査によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、起業者は、群馬県教育委員会との協議により、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全かつ円滑な交通の確保を目的として、道路構造令第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、一部市道拡幅案（以下「申請案」という。）のほか、市道拡幅案及び新設案の３案で検討が行われている。申請案と他の

2案を比較すると、取得必要面積が少なく支障物件が最も少ないこと、施工の難易度が低いこと、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間周辺の道路は十分な整備が行われておらず、交通事故の発生や観光シーズンの交通渋滞が見受けられることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通を確保する必要があると認められる。

また、前橋市長から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 群馬県前橋市役所